

| | |
|---------------|---|
| 制 度 名 | プロパー融資借換特別保証制度 |
| 制 度 コ ー ド | 399201 プロパー借換 |
| 目 的 | 金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難な場合等において、一定の要件を満たすことを条件として、経営者保証を提供しない本制度への借換えを認めることにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させ、もって中小企業者の事業の発展の促進を図ることを目的とする。 |
| 申 込 人 資 格 要 件 | <p>申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の（１）から（４）までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。</p> <p>ただし、（１）から（３）までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、（４）については、信用保証協会への申込日（注１）に満たしていることを要するものとする。</p> <p>（１） 資産超過であること （２） E B I T D A有利子負債倍率（注２）が15倍以内であること （３） 法人・個人の分離がなされていること （４） 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>（注１） 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>（注２） E B I T D A有利子負債倍率 ＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）</p> |
| 保 証 限 度 額 | <p>2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円） 普通保険にかかる保証 2億円（組合等の場合は4億円） 無担保保険にかかる保証 8,000万円 なお、普通保険にかかる保証及び無担保保険にかかる保証ともに一般分に限るものとする。</p> <p>ただし、申込金融機関における保証限度額（既往の本制度残高を含む。）は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高（金融機関の責務（１）及び（２）のいずれかまたは両方を実行した融資の残高を含む。）の範囲内とする。</p> |
| 保 証 割 合 | 100%保証（責任共有対象）又は80%保証（部分保証） |
| 対 象 資 金 | 事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金。 |
| 保 証 期 間 | 一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は1年以内） |
| 返 済 方 法 | 一括返済又は分割返済 |
| 担 保 | 必要に応じて徴求 |
| 保 証 人 | 不要 |
| 信 用 保 証 料 | 0.45%～1.90% （会計参与設置会社は0.1%割引）（担保の提供がある場合は0.1%割引） |
| 貸 付 利 率 | 金融機関所定利率 |
| 取 扱 金 融 機 関 | 約定締結金融機関 |
| 申 込 方 法 | 金融機関経由保証に限る |
| 添 付 資 料 | 財務要件等確認書 / 借換債務等確認書 |
| 取 扱 期 間 | 令和6年3月15日～令和9年3月31日（保証協会申込受付）まで |

| | |
|---------|---|
| 金融機関の責務 | 申込金融機関は、本制度による保証付融資の実行と原則同時に次の（１）、（２）のいずれかを満たすこととする。 （１）経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること （２）経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと |
| そ の 他 | 信用保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、法人設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額及びプロパー融資残高を電子媒体データで経済産業省に送付しなければならない。 |